

生命価値の平等について

川崎 和代

生命価値の平等について

川崎和代

Equal Value on the Right of Life

Kazuyo KAWASAKI

Abstract

A 15-year-old boy with intellectual disability and autism died after falling down a flight of stairs when he was staying in a social welfare facility. The insurance company proposed about 15 millions yen as compensation, but calculated that his life would be worthless if he were to live.

Actually it is true that he was mentally disabled and it may have been hard to work. However, he had continued to develop gradually and his existence had reinforced the ties of affection in his family. A special care provided by his family made him a strong consumer to our economy. Due to his tragic accident we never know if he would have been able to contribute to economy by working.

That the lost profits are nothing even if he died means that the value of his life is nothing. Any life, even if the person is disabled or not, has equal value.

Key words; intellectual disability 知的障害 lost profits 逸失利益

はじめに

平成 19 年 12 月 22 日、15 歳の少年（以下、晃平という）が死亡した。彼は自閉症をともなう重度精神遅滞にあったが、中学時代には、将来の就労につながる協調性も育ち、作業指示に従い、作業から片付けをすることができるほどまでに発達してきた。

ところが高等部 1 年の冬、短期入所施設にショートステイをした翌日未明、晃平は未施錠のドアに続く急な階段から転落し、同夜死亡したのである。

この事故に対し被告側の損害保険会社は、慰謝料 1450 万円、葬祭費用 100 万円合計 1550 万円の損害賠償額を提示し、逸失利益を 0 円と算定した。その後双方代理人による話し合い

により、提示額はわずかに上積みされたが、被告は逸失利益がゼロであるという主張を譲ろうとはしなかった。それは保険会社の者が口にしたという「生きていても社会に対する利益がないケースだ」という差別意識を反映したものである⁽¹⁾。

本稿では、本件を手がかりに「生まれながらに平等」であるべき生命が、障害を理由に差別される不合理について、検討するものである。

1. 「生命に対する権利（以下「生命権」という）」について

(1) 「生命権」について、日本国憲法は、第 13 条と第 31 条において言及するにすぎないが、生命が保障されなければ、他の人権保障

の意味もないことから、あえて国際人権規約B規約のごとく、「全て人間は生命に対する固有の権利を有する」(第6条)と宣言せずとも、憲法上「生命権」が保障されていることについては、自明の理であると考えられている。また日本国憲法13条については、包括的基本権を保障するものであって、固有の人権としての価値を認めないという考え方もあったが、生命権について、「国政の上で最大限の尊重を必要とする」と述べられていることから、何物にも代えがたい人権であることには異論のないところである。

(2)「生命権」が、国政の上で最大限の尊重を求められ、犯罪による刑罰として厳格な法的手続きを踏まなければ奪うことの許されない、何物にも代えがたい権利であるとされている一方で、誕生することや生存することが望まれていないかの如くに扱われている生命が、現実には、あることもまた否定できない。

かつて障害をもつ子を殺害した母に対して、2万人を超える減刑嘆願署名が寄せられ、障害をもつ子の生命を奪うという重大な人権侵害に対する怒りより、生命を奪った母に対する同情が広く共感と呼んだという現実は、当時の優生思想が、人間の尊厳を否定された障害当事者の怒りと、生命を抹殺された障害ある子の声なき声に耳を傾けさせなかったことを如実に表している^②。

ナチス・ドイツが優生思想の下、障害がある人の生命を国家権力の手で奪ったことは歴史的事実として今も語り継がれているが、日本においても、優生保護法が制定された目的の一つに、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」(第1条)ということがあったり、ハンセン病患者が断種や中絶を強制されてきたという歴史は、生命の選別を意味するものであると批判されてきた。その優生保護法も、1994年、障害ある人の不妊化を正当化するものとして、国際的な批判を受け、1996年「らい予防法」の廃止により、優生保護法の「らい

疾患」に関する条項が削除され、一方では、1993年に制定された障害者基本法のノーマライゼーションの理念と「優生思想」との矛盾が決定的となって、政府は急速に廃止へと動いた^③。

こうして露骨な優生思想は、影をひそめたが、障害を持つ人に対する差別やバリアは、今なお法制度からも、人の心からも消滅してはいない。平成23年8月に改正された障害者基本法には、社会的障壁を除去するための合理的配慮の必要性が明記されたが、障害者差別禁止法は、いまだ制定される様子はない。わが国では、「障害者が障害者であり続ける権利」が、確立されてはいないのである^④。

(3)しかしわが国の状況とは別に、21世紀、障害者権利条約を国際社会に送り出したのは、かつて「無価値な」いやそれ以上に「有害な」生命体として軽視ないしは蔑視されてきた障害当事者であるという事実に注目しなくてはならない。

障害者権利条約は、その前文において「(c)障害者が全ての人権および基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し」、「(h)いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間固有の尊厳および価値を侵害するものであることを認め」、「(k)これらの種々の文書および約束にもかかわらず、障害者が世界のすべての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁および人権侵害に依然として直面していることに憂慮し」、「(m)障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、または貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権および基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的および経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進をもたらされることを認め」、そして、「すべての障害者によるあらゆる人権および基本的自由の完全か

つ平等な享有を促進し、保護し、および確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的(1条)」として制定されたのである。21世紀は、障害の有無にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、その属性に基づいて個人あるいは個人の生命そのものに価値序列を付することが許されない社会になろうとしているのである、ということをも、踏まえておかねばならない。

(4) 広中俊雄教授は言う。20世紀中葉以降、「抽象的に観念される平等な人格の担い手が、……人間としてとらえなおされることにより、個々の人間は、生命、身体、自由、名誉その他その確保が各人の生存および人格性の条件であるような人格的利益の帰属主体として観念されるにいたり、こうした観念は、人格的利益の帰属に対するさまざまな侵害に対抗して、『人格の尊厳』、『人間の尊厳』、『個人の尊厳』というような標語的表現を生み出しつつ、個々の人間はすべて人格的利益の帰属主体として認められ人格的利益の侵害から護られるべきであるという社会意識を社会構成員の間に定着させる」^⑥と。

「私権の享有は出生に始まる」という民法3条から明らかなように、生命権の享有主体は、出生した人間である。つまり、「すべての人間は、出生と同時に民法2条の解釈指針(「個人の尊厳」を旨として解釈すべしとの指針)のもと、生命および身体(=健康)の享受を内容とする権利(人格権の中核をなす権利)の現実的享有を始める」^⑥のである。それは、生まれた子供のいかなる属性ともかかわりなく、出生と同時に「人間としての尊厳」を獲得し、個人として尊重され、生命という権利の享有主体となることを意味する。そのことが、国家の基本法たる憲法のみならず、市民生活に直結する民法においても、自明の前提とされているのである。

「人間の権利という意味での人権、人間が人間であるということだけを要件事実、つまり条件とする権利が、民法の一番最初の部分に書か

れているということは非常に大事なこと」^⑦であるという遠藤比呂通氏の指摘からも、すべての人が、出生と同時に「個人として尊重」され、政治的にも、経済的にも、社会的にも差別されない「人間の尊厳」を保障された人権享有主体となることが理解できよう。

にもかかわらず、もっとも重要な人格的利益である生命が奪われたとき、これを賠償するために「逸失利益」という考え方が浮上し、生命に価値序列が付けられるのは、なぜであろうか。「ゼロ」と評価された人間は、「生命権の享有主体となりえない人間」、「生きていく価値のない人間」なのであろうか。「人間が人間であることだけを条件として、享有する」はずの人権を奪われたとたんに、死者に対し、「生きていても、将来利益を生み出すはずのない人間であったから、経済的に無価値な人間である」という烙印を押すことは、生きていた時の「人間としての尊厳」まで否定し尽くすことにはなるまいか。そのような考え方は、稼働能力とそれによる生産性によって、人間に価値秩序を付けるものであり、20世紀中葉以前の市民社会の発想である。

2. 個人の属性を理由として「差別」することの不当性

(1) 平成22年5月27日、京都地方裁判所は、労働災害の後遺症である醜状障害について、男女で障害補償給付に差を設けている労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表が、憲法14条1項に違反するという判断を示した^⑧。

これまで、醜状障害に関する差別的取扱いについては、就労上の不利益や精神的苦痛などが、男女間で大きな差があるという「社会通念」に基づくものであると考えられてきた。そこには、一方で女性の容貌に大きな価値を認め、他方で「男の価値は見かけに非ず」という女性の人権を認めていなかった時代の残滓があるように思われる。「NPO法人ユニークフフェイス」^⑨

の男性が語るように、醜状障害を理由とした就労上の不利益は、女性だけとは限らないし、醜状障害による精神的苦痛についても、特に男女差があることは証明されてはいない。このように、かつては労働災害による醜状痕に対する補償について、疑問視されていなかった性別による差別的取り扱いが、不合理な差別であるとされたのである。これと同様に、その他の障害に基づく差別についても、その合理性について「個人の尊重」ないし「人間の尊厳」という観点に立って、社会における価値観の変化、人間の発達可能性、医学を含む科学の進歩等、多角的な側面から問い直してみる必要がある。

例えば平成13年まで、「目が見えない者」、「耳が聞こえない者」、「口がきけない者」は、医師や薬剤師などの資格を要するいくつかの職業に就くことができなかった。しかしこれらの法令はその後改正されて、たとえ上記のような障害があろうとも、適切に業務が遂行できるならば、その資格を得て就労することが可能となっている。長い間障害がある人の能力を封じ込めてきたのは、「目が見えない、耳が聞こえない者に医者などできるはずがない」という「社会通念」という名の固定観念にすぎない。現に、全盲で車いすの守田稔氏は精神科医として、就労している。

視点を家事労働と女性の関係に置き換えた場合にも同様なことが言える。1970年代、イタリアの女性たちが、「いわゆる『家庭内』労働が女性に『自然に』帰属する属性であるという考え方を私たち女性は拒否する。」⁽¹⁰⁾と宣言し、家事はすべての労働と同様、性別を問わず行うことができるものであるが故に、「家事労働に賃金を！」という運動を起こした。女性がその属性に最適な役割であると、長年思わされてきた無償の家事労働に、疑問を投げつけたのである。

(2) このような状況は知的障害や精神障害をもつ人の場合にも、同様ではなからうか。知的障害があるから、「普通に」働くことはでき

ないに違いないとか、自閉症だから人間関係をうまく作れず、就労は無理であると、発達途上の若年者について断定するとすれば、あまりに安易な判断である。

先にも触れたが、「逸失利益」というのは、このような固定観念と不確実な想定の上で作られられた実務処理上の「算定方式」である。自閉症や知的障害を理由に「逸失利益」を認めないことは、「生きていても経済的価値を生み出さない」という、将来の不確実な稼働能力による生産性のみを、人間の価値ととらえた偏頗な考え方に基づくものである。そのような考え方に依拠して、障害ある人の生命侵害に対する賠償額を抑制することは、障害を理由とした差別的取り扱いであり、日本国憲法14条1項に違反すると言わねばなるまい。

(3) 「平等」とは何か。ノーマライゼーションの提唱者ペンクト・ニリエは、インゲマール・ヘデニウスの言葉を借りて、次のように言う。「すべての人間には同じ価値があるということは、すべての人間は同じ人間としての権利と尊厳を受ける権利があり、そういった意味では特に他の人たちよりもすぐれているという人は誰もいない……すべての人間には、人間としての価値ある状況で生きる同じ権利があるのだ」⁽¹¹⁾と。つまり平等とは、すべての人が、人間としての固有の可能性を実現する人生を、尊厳をもって生きることを保障されるということの意味する。そもそも憲法14条1項は、人間の価値に軽重や序列を付けることを許さない。障害を理由に、生命価値に序列を付けるとすれば、憲法の禁止する「社会的身分による差別」であると言えよう。

「全ての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪うことのできない天賦の権利を付与されており、その中には生命、自由および幸福追求の権利が含まれる」と規定しているのは、1776年のアメリカ独立宣言である。この基本理念は、230年以上経過しようとも、たとえ宗教的な表現形態をとっていようとも、普遍的な

真理であることを否定することはできない。

そのアメリカでは今も、「個人の尊重」という理念の下、不可変な属性に基づいて差別される場合には「個人が個人として尊重されていない」ものと位置付けられているし、社会での自分の生き方にかかわる基本的選択によって、差別的取り扱いを受ける場合には、「個人の自己実現を妨げ」「個人の尊重という法の基本原理を掘り崩しかねない」という意味で、「個人の尊重と両立しない別扱い」は許されない差別、とされている⁽¹²⁾のである。

本件原告の子晃平もまた、かかる人間として生を受け、等しく個人として尊重され、生命権を含む人格的利益の享有主体となったのである。その生命の価値というものは、他の子どもと完全に平等であったことは否定できない事実である。「人間としての価値ある状況で生きる同じ権利」を憲法上保障されていたのである。確かに、他の多くの子ともとは異なる人生を歩んできたかもしれない。しかし原告らに支えられながら、また原告らに発達の喜びを実感させながら彼固有の人生を、尊厳をもって生きてきたに違いない。

ところが、平等な価値をもって生まれ、平等な価値を維持してきた人間が、死亡したとたん、その生命侵害に対する補償について、障害を理由として明らかに差別されるということは、あまりにも不条理である。

(4)では、「差別」とは何か。日本国憲法14条1項は、「すべて人は法の下に平等」という前段と、「……差別されない」という後段とから構成されている。「差別」が「不平等」を意味するにすぎないなら、後段は必要ないはずである。「差別」には、「不平等」以上に、深刻な排除と否定を含んでおり、その結果もたらされる被害は、当該個人にとどまらない場合が多い。

「<不平等>の語は、ある状態が理想と乖離している状態を指して用いられる言葉であり、<差別>の語は、ある行為の背景にある差別感

情・嫌悪感などの心理を指摘して用いられる言葉」であることから、「差別感情に起因して発生する現象が、<差別>という現象である。」⁽¹³⁾と木村草太教授は述べている。つまり、「差別」とは、悪意を背景にして、選別・序列化・排除というような形で表れる現象なのである。知的障害を持つ人に対する差別感情は、「彼ら障害者と自分とは異なるのだ」という蔑視感情を背景に持ちつつ、その裏返しである自尊心を共有する人々によって増幅され、種々の差別として現象化される。生命を侵害された知的障害がある人の「逸失利益」を、不当に低く抑えてきたのは、このような差別感情であり、不当に抑制された「逸失利益」は、憲法14条1項後段により禁止されている、現象としての差別なのである。

実務家たちが、「公平な」損害賠償額を算定するために編み出した「逸失利益」の計算方式が、一見科学的で合理性があるように見えながら、障害がある人に対する差別感情を助長する役割を果たしているという現実から目をそらすべきではない。それは、非嫡出子の相続分差別規定が、非嫡出子を差別する社会的風潮を助長しているのと同様である。

人間の価値を、経済的生産性という面からしか判断しようとしなない考え方は、多くの障害ある人々から生きる希望を奪い、障害のある子をもつ親を絶望の淵に立たせることになる。司法が、このような判断を是とすれば、同じ状況にある人々への影響は計り知れない。「何度も経験してきたことだが、知的障害者は、自分の愚かさよりも、人々の愚かさにより、ずっと苦しめられてきたのだ」⁽¹⁴⁾というニリエの言葉が、ここでも想起される。

3. 「逸失利益」という発想の問題点

(1)「この法律は、個人の尊厳を旨として解釈しなければならない」という民法の解釈理念に立脚するとき、被害者の属性に基づいて「逸失利益」なるものを算定すること自体、生

命の価値に差別を設けることであり、「人間の尊厳」を否定するものであって、民法の解釈理念にそぐわない。ましてや未成年の子どもの死について、「逸失利益」についての判断をすることは、成年の場合以上に、無謀であるばかりか、子どもを失った家族にとって、決して納得できる考え方ではない。

逸失利益とは、「事故がなかったら存したであろう利益の喪失分として評価算定されるもの」であり、「相当程度の蓋然性をもって推定される当該被害者の将来の収入等の状況を基礎とし、被害者個々人の具体的事情を考慮して算定されるものである」⁽¹⁵⁾とされ、賠償額を算定する際の要素の一つとして、既に一般化され、実務上制度化されているのが現状である。

しかし一般に、制度化し、事件をそこに当てはめるといふやり方は、問題の解決を容易にする反面、解決しえない問題まで解決されたかの如く錯覚させる機能を有している。結果として、「被害者個々人の具体的事情を考慮して」と言いながら、現実には、被害者自身の苦しみや被害者によって作り出されてきた社会関係や人間関係に及ぼしてきた形のない愛や喜び、あるいは消費生活一般および障害の介助に必要な福祉的需要にともなう社会的経済活動への参加などは、ほとんど考慮されることなく、機械的に「逸失利益」は算出されていくのである。しかもそれは、「神のみぞ知る」領域での「推定される将来の収入等を基礎として算出する」という、極めてあいまいな基準に基づいているのである。

(2)生命の侵害に対する損害賠償額を算定するにあたり、果たして、このような考え方に基づく「逸失利益」という実務上の「算定方式＝制度」が正義にかなうものであろうか。

若松芳樹教授は「人権という観念が、制度化になじむ側面と、制度化できない、あるいは制度化されるべきでない側面との二つを有している」⁽¹⁶⁾と指摘する。生命侵害行為に対する損害賠償額を算出するために編み出された「逸

失利益」という実務上の制度は、本来、人権の「制度化されるべきでない側面」に足を踏み入れた不条理の産物なのである。なぜなら、本件のような将来ある少年の死亡事故の損害賠償額の算定において、実務上の制度である「逸失利益」という考え方を採用することは、人権の前提となる「個人の尊重」ないし「人間の尊厳」とは、いかなる意味でもなじまないからである。

それでもなお本件において、「逸失利益」という観念を損害額算定の実務上の制度として利用する必要があるというならば、個人の属性によって差を設けるのではなく、全ての人に共通する基準(たとえば、死亡時の年齢と平均賃金)に基づいて平等に認められるべきであろう。

(3)生命という価値を金銭で賠償することについては、遺族にとっても本意ではないはずである。何物にも代えがたい生命を奪われたのである。その事実による精神的苦痛は、はかり知れない。その上に、「逸失利益」なるものを計算し、生きていても価値がないという烙印を押すことは、まさに「人間の尊厳」に対する侵害行為である。なぜなら、ドイツ連邦憲法裁判所第1法廷の1997年11月12日の決定もいうように、「人間の尊厳は、人間の特性、能力、社会的地位とは無関係に人間に固有のものである」⁽¹⁷⁾からだ。

ドイツ連邦共和国基本法1条が、「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、及び保護することは、全ての国家権力の義務である」と述べているのは、優生思想に基づくナチスの蛮行に対する反省に基づいていると言われている。1993年のウィーン宣言の前文にも「全ての人権は、人間に固有の尊厳と価値に由来する」とあるし、世界人権宣言1条は、「人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等である」と述べている。これら以外にも多くの国際法は、「人間の尊厳」に言及している。このように「人間の尊厳」というものは、国際社会の普遍的な価値であり、「人権概念の前提であり、出発点」⁽¹⁸⁾である。

「逸失利益」というものが、生きておればいかにほどの経済的価値を生み出せたか、という尺度で人間を見るものである以上、そこに生じる差というのは、人間の価値の序列化を意味し、「逸失利益」を認めないということは、同様な障害をもつ子は生きていくこと自体に価値がないという烙印を押すに等しく、原告の子のみならず、多くの障害を持つ子の「人間の尊厳」を侵害するものであり、社会における差別感情を助長するものである。

それだけではない。「逸失利益」の算定が、現在の「彼、彼女」が生きておれば、どれだけの利益を生み出すか、という人間の価値の数字化である以上、障害があるか否かにかかわらず、今その人の置かれている社会的身分等（それが本人の意思によるものであるか否かにかわりなく）によっても、「逸失利益」には差が出てくるともやむをえないという理屈も成り立つ。現に、増加傾向にある若年非正規雇用者の逸失利益の基礎収入の算定にあたっては、非正規雇用労働者は技術形成のための機会が少なく、勤続に伴う賃金上昇も小さく、正規雇用化と職業的自立の可能性が低いことから、「非正規雇用の就業形態により稼働していた場合を中心として検討すべき点はないか」という問題意識が生じている⁽¹⁹⁾という見解が法曹界から提起されているのである。

(4)さらに「逸失利益」という実務上の制度を、本件のような「発達可能性」ある少年の生命が侵害された場合に、機械的に当てはめることには合理性がない。将来が長い分だけ、教育や訓練による発達の可能性、社会が作り出した障害を持つ人に対する障壁の除去、障害者支援の責任ある体制作り等々を前提として、判断されるべきである。

確かに原告の子のような障害を有する場合、障害のない人と同程度の就労可能性があったと推認することは困難かもしれない。しかし16歳で事故死した知的障害のある少年について、青森地裁は、「養護学校の高等部卒業時点

において、他人の支援や介助を全く必要とせず就労することが可能となるまで成長しえたというのは現実には困難であるとしても、かかる支援や介助を得ながらであれば、(故人……筆者注)は簡易単純な作業には十分に従事しうるまでに至っていたものと考えられるところである。さらに、今後の医学、心理学、教育学等の進歩、発展等を考慮すれば、(中略)自閉症を含む知的障害に対する指導、支援の方法について、徐々にではあってもより効果的な手法をもたらす知見が得られる蓋然性はあるというべきであって、このような見地に立つと、(故人……筆者注)が、上記のような生活および就労支援を受けながら、一定の作業に従事しつつ、社会生活を営むことにより、将来、さらにその能力を高め、より高度な労働に従事し得る能力を獲得する一方、就労に際して障害となる行動的特徴をより抑制することが可能となる蓋然性もあるというべきである」という判断に基づき、「最低賃金に相当する額の収入を得ることができたと推認するのが相当である」と判示した⁽²⁰⁾。同判決では、従来からの「逸失利益」論を踏まえつつ、不確定要素の部分で「人間の尊厳」を重視したと評価しうる。しかし「逸失利益」という考え方が、一見理論的でありながら、被害者を慈しみ育て、緩やかではあるが、その成長を見守り続けてきた被害者遺族にとって、決して納得しうるものでないのは、奪い取られ確認することのできない「被害者の将来」という不確定要素を前提としていることに一つの原因があるように思われる。

4. 生命価値の平等

親にとって、子どもは宝物であると昔から言われてきた。それは障害があるか否かに関わりがない。また、障害のある兄弟があることによって、その子どもたちのうちに、知らず知らず育まれる「やさしさ」や「慈しみ」も貴重な無形の価値である。

知的発達障害のある小学生の次男の生命を、

突然奪われた神戸の土師守氏の手記、『淳へ』を読むと、子どもに対する親の「愛」の深さや、柩に入れる手紙を書くとき、「淳は漢字があまりわからへんから、ひらがなで書かなあかんで」⁽²¹⁾と言った中学生の兄の中に生まれてきた「慈しみ」を思い知らされる。

子どもの死亡損害については、逸失利益という考え方を採用するよりも、「かけがえのない生命権」の侵害、その侵害により、破壊された家族間の愛情や絆、喪失感、小さな発達に感じてきた喜び、ひいては支援や援助を受けながらも働くという喜び、それらが永久に失われてしまったことに対して、総合的な判断がなされるべきである。そうでなければ、親は、子どもを失った悲しみのみならず、「経済的価値を生み出さない子ども」という烙印を押され、子どものみならず、親までもが、「個人として尊重されない」「人間の尊厳」を踏みにじられたと感じることになってしまうであろう。

以上より、筆者は、少年の死亡事故に対する損害賠償額を算出するにあたっては、「逸失利益」という考えを基本的に排除し、「生命価値の平等」を前提とし、「人間の尊厳」にふさわしい判断がなされるべきであると考え。そのためには、総体としての損害賠償額に、前述したような種々の個別的要素を勘案して決定すべきである。あるいは、仮に「逸失利益」を当然の前提とするのであれば、現在の被害者の状況を将来にわたって固定的に考えるべきではなく、その発達可能性、支援技術の進歩、社会の側に設けられている障害を持つ人に対するバリア除去の可能性、障害を持つ人の人権保障に向けた国際的動向を踏まえ、ことさらに障害を持つ人の「稼働能力」に重点を傾けた判断をすべきではなく、障害をもたない同年齢の人の場合と同様に判断すべきものとする。

5. むすびにかえて

本稿は、平成22年11月13日に、「障害児死亡に対する賠償額の算定に関する意見書」と

して、名古屋地方裁判所民事第6部に提出した意見書に加筆修正したものである。

同裁判は、その後平成24年3月30日に和解が成立した。それによれば、「亡児平には、就労の蓋然性までは認められないものの、就労の可能性は認められることに照らし、障害年金の受給額を算定基礎として」計算し、約770万円余りの逸失利益が認められた⁽²²⁾。既述のとおり筆者は、「逸失利益」という発想それ自体に疑問を感じているが、それでもなお名古屋市によって、「最重度」の知的障害に区分されていた少年について、最低賃金ではなく障害年金相当額を逸失利益として認めたことの意義は大きいと言わねばなるまい。また、それ以上に、この日の法廷で、裁判長が「生命の価値は平等という原告の主張に鑑み、和解によって解決するのが相当と考える」⁽²³⁾と述べたことから、本件によって提起された「生命価値の平等」という主張が、同様のケースに与える影響は少なくないものと思われる。失われた命は二度と戻りはしない。しかし平とその母のまいた種が1つでも多くの実を結ぶことを願う。

注

(1) http://smile.sa-suke.com/judge_sojou.html

なお事件の詳細や裁判の経過については、<http://smile.sa-suke.com/> 参照。

(2) 当該事件と障害当事者の運動の詳細については、横山紘一『母よ、殺すな』参照。2007年。生活書院

(3) 松原洋子「優生問題を考える(二)―優生保護法の『消滅』」婦人通信 464号38~39頁

(4) これに関連して、「遺伝子改造を試みる新優生学が登場するに至った現在だからこそ、(中略)米本昌平の指摘するように、『病者が病者として生きる権利』や、『障害者が障害者であり続ける権利』が基本的人権として確立されなければならないのである。ここで注目されるのは、

日本ダウン症協会編『ようこそダウン症の赤ちゃん』で『生きる幸せは百人百色である』というメッセージが示され、サリドマイド児の会のアンケート調査で『60%のサリドマイド児が、自分が不自由だとも、自分を障害者だとも思っていない』事実が明らかとなったことである。」という小畑清剛氏の指摘は傾聴に値する(『一人前』でない者の人権」127頁 2010年 法律文化社)。

(5) 広中俊雄『新民法綱要』第1巻13頁 2006年 創文社

(6) 同上 98頁

(7) 遠藤比呂通『不平等の謎』17頁 2010年 法律文化社

(8) <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100615103657.pdf>

(9) 「NPO 法人ユニークフェイス」の詳細については、<http://www.uniqueface.biz/>

(10) 山森亮「生きていることは労働だ」障害学研究5号、13頁 2009年

(11) ペンクト・ニイリエ著・ハンソン友子訳『再考・ノーマライゼーションの原理』208頁 2008年 現代書館

(12) 森戸英幸・水町雄一郎編『差別禁止法の新展開』28頁～29頁 2008年 日本評論社

(13) 木村草太『平等なき平等条項論』184～185頁 2008年 東京大学出版会

(14) ペンクト・ニイリエ前掲書 218頁

(15) 最三小判 平成9年1月28日 民集51巻1号78頁

(16) 若松芳樹「人権の哲学的基礎」ジュリスト1244号12頁

(17) 井上典之「『人間の尊厳』論・再考」高田敏先生古稀記念論集『法治国家の展開と現代的構成』272頁 2007年 法律文化社

(18) 横藤田誠・中坂恵美子著『人権入門』51頁 2008年 法律文化社

(19) 徳永幸蔵・田端理恵子「逸失利益と過失相殺をめぐる諸問題」法曹時報第62巻第1号85頁

(20) 青森地判 平成21年12月25日 判例時報2074号113頁

(21) 土師守『淳へ』84頁 1998年 新潮社

(22) <http://smile.sa-suke.com/>

(23) 平成24年3月31日朝日新聞名古屋本社版朝刊